

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(手当の額) 第 3 条 (略)</p> <p>(1) 初任給調整手当、特別調整手当、専門看護手当、<u>給与改善調整手当、診療業務調整手当、専門資格手当及び夜間専従勤務手当</u>の支給を受ける職員については、初任給調整手当、特別調整手当、専門看護手当及び給与改善調整手当 の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(手当の額) 第 3 条 (略)</p> <p>(1) 初任給調整手当、特別調整手当、専門看護手当<u>及び</u>給与改善調整手当の支給を受ける職員については、初任給調整手当、特別調整手当、専門看護手当及び給与改善調整手当 の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組合との交渉結果を踏まえ、手当の新設改廃に伴う改正 ・改正漏れのため改正(診療業務調整手当)